

鳥取県告示第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

境港市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 境港市公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年11月29日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

追加する部分

境港市渡町字寺東の一部

(2) 使用の部分

追加する部分

境港市大正町の全部、馬場崎町の全部、浜ノ町の全部、弥生町の一部、清水町字大杖及び字西法正原の各一部、中野町字北原、字神田及び字下駒ヶ坪の各一部、渡町字辻堂、字中小堀、字大草沢、字山寺、字下大陣場、字上小堀及び字寺東の各一部、三軒屋町字南神田及び字砂堀の各一部

変更する部分

境港市明治町の全部、蓮池町の全部、上道町の一部、中野町の一部、三軒屋町字上川西の全部並びに同字三軒屋及び字北神田の各一部